

平成二十四年八月六日提出  
質問第三六〇号

米国核安全保障局による放射能汚染データに関する質問主意書

提出者  
馳  
浩

## 米国核安全保障局による放射能汚染データに関する質問主意書

昨年十月より、米国核安全保障局（以下、NNSA）は、ホームページにて福島第一原発事故後、日本国内で実施された放射能汚染データ（計測値、計測を行った地点の緯度経度、核種、値、計測時刻、計測方法）を次々に公開し、簡単な手続きを経てパスワードを入手すると（1）航空機計測によるセシウム土壌沈着量（2）土壌サンプリング計測（ポロニウム、ストロンチウム、プルトニウムなどを含む）（3）空気中の核種毎の放射線量（ヨウ素、ストロンチウム等）（4）現地計測機器による土壌沈着量（主としてセシウム）（5）空間線量（ガンマ線、ベータ線）の主として5種類のデータを入手することができる。

このNNSAの公開データによると、日本で計測されたストロンチウム90の数値と比較にならないほど高い数値が示されており、「風評被害」が生じる可能性は否定できない。政府は、このことに関する事実関係、認識をどのように捉えているか、早急な対応が求められていることから以下の事項について質問する。

一 文部科学省はNNSAがホームページ等を通して、現在公開している福島第一原子力発電所事故に関連した「Raw Data（生データ）」について、その内容を把握しているか、示されたい。

二 昨年十一月の政府東京電力統合対策室合同記者会見において、文部科学省は、公開された「航空機データ」について言及し、(1)空間線量のデータ、(2)ダストのデータ、(3)土壌のデータ、(4)画像データ(いわゆる航空機モニタリング)の四種類としている。しかし、(4)のデータは実際にはKMZ形式のKMLデータ、すなわち Extensible Markup Language で記述された地理情報の形態で公開が行われており、これは「画像データ」とは全く性質の異なる「生データ」そのものである。文部科学省はこのデータ形式がいかなるもので、どのような処理を施すことで「元の表の状態」に戻し得るか、その方法を承知しているか、見解を示されたい。

三 二の(4)のKMZ形式のデータを「元に戻した状態」で適切な数学的な補間法を適用すれば、面的なデータに簡単に変換でき、任意の間隔による等高線等を生成することで汚染範囲の特定等に加工可能であることを承知しているか、示されたい。

四 NNSAのホームページや文部科学省のこれまでの公表によれば、航空機モニタリングによる調査については、米国側と協力関係の下で行われた旨、知ることができるが、他の土壌サンプリング等のデータ取得については、どのような協力体制が取られたのか。文部科学省や外務省、防衛省等の協力関係があったの

か、あるいは、米国は全く単独で調査が実施されたものなのか、政府の見解を示されたい。

五 現在NNSAが英語により公開しているデータの内、例えば、ストロンチウム90についてのデータをみると、文部科学省の公式発表とは大幅に異なる数値が示されている。七月二十四日付けの新聞各紙の報道では、ひたちなか市での計測データは6Bq/平方メートルといったものだが、NNSAのデータを一般的な変換方法で同じ単位に変換すると、その最大値は25,686Bq/平方メートルにも達し、全く比較にならないような数値となる。ストロンチウムは計測方法が難しく、データの信頼の確保は極めて重要である。しかし、このようなデータが米国国家機関から英語で世界的に公開されている以上、この値が「日本のストロンチウム汚染値」として世界的に一人歩きしかならず、何らのコメントも出さずに放置すれば、早晩、深刻な国際的な風評被害を起ししかねない。また、今回のNNSAが公開したデータにはストロンチウムだけではなく、さらに人体には危険とされるポロニウムやプルトニウムも含まれており、尚更このような事態の発生を危惧するところである。このような事態に鑑み、至急にNNSAが公開しているデータを専門的に検討し、国としての公式な見解を英語により広く世界に発信する必要があると考えるが、その対応について何らかの考えがあるか、見解を示されたい。

六 日本政府自身のデータの公開について、米国同様に生データの公開を考えているのか。現状は、極めて姑息な手段により、敢えて元となるデータをできる限り隠蔽しているとしか考えられないような方法により、公開が行われているが、その点について政府の見解を示されたい。

七 六に関連して、例えば、文部科学省の放射線量等分布マップ拡大サイトでは電子国土を用いて公開されているが、これは、電子国土の利用規約にすら明らかに違反する隠蔽そのものである。そもそも電子国土を利用する以上、JSGI-XML言語より記述された「電子国土に重なる情報」を外部から閲覧可能な状態で公開しなければならない。しかし敢えて閲覧不可能な状態として公開しているが、これには、通常の電子国土の仕様では技術的に不可能なものであり、特殊なプログラムの開発を必要とする。このようなプログラムを敢えて開発してまでこのような形態でデータを公表していることは、国民に元々のデータを意図的に隠蔽するために行ったものであると考えざるを得ない。このようなプログラムの開発については誰の指示によるものか、また開発に関わった関係者、開発事業者、開発に要した費用の開示を求めると同時に、現在の公開に使われている仕様を改め、重ね合わせデータを外部サイトからも利用可能な通常の形態に改めるべきであると考えるが、政府の見解は如何。

右質問する。